

## ◇「部落史の見直し」と人権教育

### 1. 「部落史の見直し」の背景と意義

#### (1) 奈良県における「部落史の見直し」に至る経緯

奈良県では、昭和50年代後半から県内各地で部落に関わる歴史的資料(以下、史料)の発掘と、それをもとにした部落史の研究が大きく進み、それまでの部落史の見方をくつがえすような成果が次々と発表されました。こうした動向を踏まえ、昭和63(1988)年、県は「同和問題に関する県民啓発活動の基本方針」(【資料】P.12～13参照)を策定しました。そこでは、「同和地区の生活実態、物的環境」が「かなりの水準まで改善されてきた」状況を受け、同和問題についての県民啓発を抜本的に見直し、「発掘された資料や研究に基づく新しい歴史観に立った同和地区の歴史・創造してきた文化等」により啓発を進めることの重要性が提起されています。

この基本方針の内容を具体化するために、県教育委員会では平成元(1989)年に教育長を委員長とする同和問題関係史料調査委員会を設置し、県内に残された史料の調査、収集とその分析を進め、平成3(1991)年に「同和教育の手びき 第34集 部落問題学習の充実をめざして—『部落史の見直し』と教育内容の創造—」にとりまとめ、「部落史の見直し」を提起しました。また、平成5(1993)年12月には、県立同和問題関係史料センターを開所し、「部落史の見直し」の内容のさらなる深化と充実を進めていくこととしました。

平成10(1998)年には、全国水平社の創立にかかわりの深い御所市柏原に水平社歴史館(現・水平社博物館)がオープンしました。ここでは、豊富な資料に基づいた展示やフィールドワークなどによる啓発活動が行われています。



県立同和問題関係史料センター



水平社博物館

#### (2) 「部落史の見直し」の背景

昭和50年代、同和対策の推進により、同和地区の生活実態、物的環境が相当改善され、教育や啓発においても取組が進められてきたにも関わらず、同和地区に対する差別意識は未だ解消していないということが明らかになりました。これを受け、新しい手法や内容による教育・啓発の必要性が提起されるようになりました。

先に述べた「同和問題に関する県民啓発活動の基本方針」が、従来の啓発について、「身近な生活課題と結合したものであったかどうか、同和問題に対する県民の疑問に答えるものとなっていたかどうか、県民の自主的・主体的な学習意欲を抱かせる魅力的なものになっていたかどうか等抜本的な見直し」が必要であると提起したのもこのような状況を受けてのことでした。

こうした中、部落史研究や部落問題学習において、「部落史観の転換」が提起され、同和地区はいつの時代にも悲惨で貧困であったというこれまでの歴史像を見直す必要性が全国各地で提起されるようになりました。

一方、県内では同和地区の環境改善が進む中で多くの史料が発見されました。また、各地で市町村

史の編纂事業が進められていく中、同和問題に関する数多くの史料の存在が確認されていきました。

各地で部落史に関する史料の調査と研究を目的としたグループが結成され、研究者や教育・啓発関係者による研究も進められ、多くの成果が発表されるようになりました。その結果、これまでの部落史理解と、残された史料から確認される歴史的事実との間に著しい乖離が存在することが次第に明らかになっていきました。

県教育委員会が進めた「部落史の見直し」事業には、こうした背景がありました。

### (3) 「部落史の見直し」の概要

「部落史の見直し」の詳しい内容については、県教育委員会事務局人権・地域教育課ホームページ (<http://www.pref.nara.jp/secure/57336/minaoshi.pdf>) に、資料「『部落史の見直し』と人権教育(「人権教育の手びき第49集」より)」を掲載しています。ここでは、その概要について簡単に整理しておきたいと思います。

- ①それまで部落差別の歴史は、戦国時代から江戸時代はじめの支配者が、自らの権力を維持・安定させるために、特定の人々を特定の場所に住ませたことから始まったと考えられてきましたが、残された史料によって、奈良県内のほとんどの被差別部落(以下、部落)が戦国時代までに現在地周辺に集落を形成しており、いくつかの部落は鎌倉時代から室町時代にまで、その成立をさかのぼることが確認されました。
- ②それまで江戸時代の部落の人々は、田畑をもてず、また入会権や水利権などの諸権利をもつことができず、経済的に厳しい生活を送らなければならなかったと考えられてきましたが、奈良県内の部落は、他の農村と同じように田畑をもち、入会権・水利権などをもって農業に従事しており、周辺地域に遜色のない経済力があつたことや、皮革関連の商工業が発達した部落では周辺の村々を圧倒する経済力をもつたことが明らかになりました。さらに明治時代中期以降、人口が急増した部落を中心に「貧困」「低位」な実態が生まれてくるが、部落のすべての人々が窮乏化したわけではなく、また県内のすべての部落が窮乏化したわけでもないことも確認されました。
- ③それまで支配者が部落の人々を条件の悪い土地へ強制的に移住させたり、刑吏役や斃牛馬処理などの「人のいやがる仕事」を強制してきたと考えられてきましたが、県内の部落の立地条件は、周辺地域と比べて必ずしも悪いとは言えないことや、県内に残された史料を見る限り、強制移住論を実証的に確認できないこと、「刑吏役」や斃牛馬処理は中世以来の「キヨメ」の職掌に由来するものであり、支配者が意図的・差別的に強制したものではないことが確認されました。
- ④それまで部落だけが厳しい差別を受け続けてきたかのように考えられてきましたが、芸能や葬送・予祝などに携わる集落も周辺地域から差別を受け続けており、今なお解決に至っていないこと、そのような差別と部落差別には、その歴史過程に共通する部分も多いこと、こうした差別の存在を無視・軽視して部落問題解決の道筋は展望できないことも明らかになりました。

### (4) 「部落史の見直し」の意義

奈良県で行われた「部落史の見直し」と同様の作業は全国各地でも進められ、その成果は次第に教科書の記述にも反映していくようになりました。

では、「部落史の見直し」は教育や啓発にとってどのような意義をもつものであったのでしょうか。

第1に挙げられるのは、部落問題を政治支配や経済格差の問題として理解するのではなく、部落内外の社会的関係の問題として理解する必要があるということです。それは、具体的には部落とその周辺地域との間に取り結ばれる社会的関係として現れます。部落問題を地域社会における社会的関係の間

題として捉えなければなりません。

第2に、全国各地における歴史研究の進展によって、部落の在り方や周辺地域社会との関係には地域偏差が大きいことが明らかになりました。部落のみならず、多様な被差別民の存在様態や地域社会との関係も同様ですし、政治権力との関係もまた地域的な偏差が大きいことも明らかになりました。それは、すなわち、ある地方で明らかになった歴史的事実に基づく認識をそのまま他の地方に適用するわけにはいかないということになります。

こうしたことから、部落問題学習を進めるに当たっては、地域の歴史や実情を踏まえた地域教材の開発が必要だということが見えてきます。地域教材に基づく教育実践の積み重ねによって、児童生徒や保護者、地域住民が、部落問題や様々な人権問題を自分たちの生活する地域社会の問題として理解することができます。そのことを通じて、人権の確立された社会を展望していくことが可能になります。

## 2. 「部落史の見直し」と地域に学ぶ人権教育の創造

### (1) 部落問題を多様な人権課題の一つとして位置づけること

現代の日本社会には、多様な人権課題が存在します。例えば、平成20(2008)年に文部科学省が公表した「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」では、次のような人権課題を挙げています。

- ①女性 ②子ども ③高齢者 ④障害者 ⑤同和問題 ⑥アイヌの人々 ⑦外国人
- ⑧HIV感染者、ハンセン病患者等 ⑨刑を終えて出所した人 ⑩犯罪被害者等
- ⑪インターネットによる人権侵害 ⑫その他(北朝鮮当局によって拉致された被害者等、性的指向(異性愛、同性愛、両性愛)を理由とする偏見・差別、ホームレスの人権、性同一性障害者の人権、人身取引(トラフィッキング))。

これらの課題の解決に向けては、法や制度の整備も大切ですが、その多くは偏見に基づく蔑視・忌避・排除など人と人の関係性によって生じている課題であることを考えた時、地域における社会的関係を見つめ直し、改めていくことも必要となります。

同和対策の推進により生活実態、物的環境が相当改善され、教育や啓発においても取組が進められてきたにも関わらず、今なお差別意識の解消には至っていない部落問題も、こうした問題の一つとして位置づけることができます。

部落問題学習を進めていく際には、部落問題だけを突出した問題として捉えるのではなく、日本社会における多様な人権課題の一つとして位置づけ、そこから部落問題解決のための道筋や人権の確立された社会を展望していくことが大切です。

### (2) 地域社会における部落差別意識

「部落史の見直し」の成果を踏まえれば、部落問題とは、ほとんど同一の生活文化、習慣をもつ集団の間における差別だと捉えることができます。江戸時代の後半以降、1の(3)の③④で述べたような、被差別民衆が果たしてきた役割が次第に忘れられるようになっていくと、周辺地域住民には「なんとなく違う」という意識だけが残っていくようになります。大正4(1915)年に奈良県が行った調査では、そのことが「何トナク異ナレルガ如キ感」「単ニ習慣上何カナシニ嫌フ」などと表現されています【史料1】。

そしてこの「なんとなく違う」ことを正当化するためには、「人のいやがる職業に携わっていたから」「信仰する宗教が異なるから」「異民族の子孫だから」など、歴史的根拠のない多様な理由が恣意的に持ち

出されることとなります【史料2】。

このような理由を一つずつ否定していても、最後には「なんとなく違う」という意識が残ることになります。

部落問題の解決を目指すためには、このような意識を対象としていく必要があるのです。

【史料2】 塩谷孝太郎「禍いされた部落史論」  
（『部落問題研究』第三号、一九四九年（昭和二十四））  
（上略）現今に於ても部落人に対する嫌悪の内  
思想は一向に減じて居りません。不潔である。  
厚顔無恥である。闇部落である。喧嘩沙汰の絶  
えぬ村であるとか、他部落の例が如何ほどあつ  
ても、僅かな事件が問題視される。  
（中略）部落の御老人が私に語った。  
美しければ、きたなければ、金があれば、貧  
乏だから、此の下に総て差別的言辭が付随する  
と。（下略）

【史料1】一九一五年（大正四）「奈良県風俗誌」  
（県立図書館所蔵）  
①「曾爾村風俗誌資料」  
れ 部落ニ対スル自他ノ感想  
一般人民ハ何トナク異ナレルガ如キ感ヲ有シ、  
部落民ハ多少謙遜シツ、アルガ如シ  
②「上牧村他風俗誌資料」  
れ 部落ニ対スル自他ノ感想  
一般民ハ今モ尚部落民ヲ嫌忌シ、コレト交ルヲ  
厭フ風アリ、其ハ単ニ習慣上何カナシニ嫌フト  
（下略）

### (3) 地域社会の歴史的特質

それでは、私たちが生活している地域社会とはどのような特質をもつものなのでしょうか。

私たちは、地域社会や企業、役所、学校など種々の団体に属することによって社会との関係をもっています。地域社会は、家族と並んで最も基礎的な団体だと考えられます。個人はもちろん、企業、役所、学校などの団体は地域社会と隔絶して存在することはできません。

日本の地域社会は、概ね鎌倉時代から室町時代にかけて成立してくる村や町、あるいはその連合体である「郷」によって成り立っています。

このような伝統的地域社会には、次の2つの側面があると考えられます。

#### ①共同・協働・共生の場としての地域社会

伝統的地域社会は、水利や山野の利用、神社の祭祀、共同墓地などを核とした広域の村や町の結合である「郷」を形成することによって、地域住民の生活や安全を守り、高める役割を果たしてきました。

また、地域社会を訪れる人々を歓待したり、地域間の紛争を解決するための様々な仕組みをつくり努力を重ねてきました。

伝統的地域社会のもつこうした側面を学習することは、児童生徒が地域社会に興味関心をもち、地域社会の一員としての意識を育てていく上で必要なことだと考えられます。

#### ②「異質だとみなした者」を抑圧・排除する場としての地域社会

一方、地域社会は「異質だとみなした者」を抑圧したり排除したりもしてきました。例えば、地域社会の規範を逸脱した者に対する抑圧や排除、多様な被差別民衆、障害者、女性、「新参者」に対する排除などです。

こうした地域社会がもつ、いわば「負の側面」の一つとして部落問題を位置づけることが可能だと

考えられます。

そして、このような地域社会の特質は、法や制度、産業や交通など文書や数値などで表現できるものだけでなく、さらに深いところから地域社会に影響を与え続けている構造、例えば、伝承、神話、風俗などの形式をもって現れるものや、その背後にある意識、観念の世界によって支えられています。被差別部落や多様な被差別民衆が担ってきた「キヨメ」と呼ばれる宗教的呪術的な役割は、こうした意識、観念の世界に根ざしたものであり、こうした集団に向けられる「異なる」とする観念が、差別意識の根底にあるのではないかと想定することができます。

このような意識や観念は、社会の変化に伴ってどのように変容し、現にある差別意識にどのような影響を与えているのかなど、地域社会をその深部から理解していくことが求められます。

#### (4) 新しい地域社会を築いていくために

差別のない、人権の確立された地域社会を築いていくためには、地域住民の合意と主体的な努力によって、個人の自立を阻害したり、特定の人々を排除したりしないような「開かれた共同体」へと伝統的共同体を改変していく必要があります。

そして、学校においては、児童生徒の発達段階や地域の実情を勘案して、①地域社会への興味関心を喚起すること、②地域社会に存在する課題を確認し、その解決の方途を学んでいくために、地域教材の開発とその実践を進めていくことが必要となります。

『なかまとともに』における地域教材はこのような観点から作成されていますが、そこにとどまらず、それぞれの学校が所在する地域に即した教材を作成することが求められます。そのためには、指導者自身が校区をていねいに歩き、残された文化財や史跡などを訪ねたり、地域社会に暮らす人々の生活や文化に触れたりして、地域社会が抱える様々な課題を把握することが必要です。

本書の内容などを参考に、フィールドワークや研修会などの機会を通じて指導する側が研鑽を積み、創意工夫を凝らした多くの地域教材が共有・蓄積されていくことが求められます。

## 【資料】

### 同和問題に関する県民啓発活動の基本方針

昭和63年5月25日

奈良県

#### 基本的認識について

同和問題は、日本国憲法において国民に等しく保障されている基本的人権と人間の尊厳にかかわる問題であり、その解決は、民主主義社会実現の重要な課題である。

これが解決のためには、総合的な同和对策の推進に、全ての機関・団体及び関係者が不断の努力をはらわなければならない。

#### (行政の責務と県民の課題)

同和問題の解決は行政の責務であるとの認識のもとに、同和对策を行政の主要な施策として位置づけ諸事業を推進するとともに、県民意識の実態に即した啓発活動を積極的に推進しなければならない。

また、県民は、研修会や学習会等に参加するなど自己啓発に努め、同和問題の正しい理解と認識を深め、自らの課題として取り組みをすすめるなければならない。

#### (本県の現状と課題)

本県においては、全国に先がけて同和对策事業に着手し、その後の行政施策の推進により、同和地区の生活実態、物的環境は、かなりの水準まで改善されてきた。また、同和問題を中心とする各種の啓発活動や同和教育の推進により、人権意識の普及・高揚と同和問題の理解もある程度まで進んできた。しかし、環境改善事業をはじめとした物的事業や、福祉、産業・職業、教育にまだ多くの課題が残されており、また、差別事象があとをたたない状況にある。

意識調査の結果からも明らかなように、県民の同和問題についての理解と認識のあり方については、依然として問題があり、同和对策の進捗にともなって、逆差別・ねたみ意識の発生や、啓発活動のマンネリズム化、参加者の固定化、地域による格差などの問題も生じてきている。

#### (啓発の目的と方向)

同和問題の啓発活動は、県民の人権意識を高揚し、同和問題の正しい理解と認識を培い、意識の変革をうながし、差別をなくす意欲と実践力を高めることにある。そのために、県民意識の実態をふまえ、今日までの啓発のあり方に点検を加え、長期的な展望と総合的な視点に立って、積極的な啓発活動を促進する必要がある。

その際に、昭和40年同和对策審議会答申の精神をふまえ、県同和对策協議会「今後における同和对策のあり方について」の建議(昭和62年5月18日)を尊重し、これまでの経緯・経過と地域の実態に即した啓発活動に努力を払うべきである。また、本県の同和教育のこれまでの取り組みや現状に配慮しつつすすめる必要がある。

国内はもとより国際的にも、人権尊重思想の普及により、人権の確保・尊重の気運が次第に高まりつつある中で、同和問題の解決をめざし、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃のため、人権尊重の理念を県政の基本にすえ、“21世紀をひらく 奈良県づくり”を進めなければならない。

#### 啓発の内容について

これまでの啓発の内容が、身近な生活課題と結合したものであったかどうか、同和問題に対する県民の疑問に答えるものとなっていたかどうか、県民の自主的・主体的な学

習意欲を抱かせる魅力的なものとなっていたかどうか等抜本的な見直しをするとともに、住民構成の変化や同和对策事業の推進に伴い生起する県民意識にも留意し、啓発内容の体系化に努めなければならない。

(1) 同和問題の本質や、差別の現実と生活実態、同和行政施策と解放運動、発掘された資料や研究にもとづく新しい歴史観に立った同和地区の歴史・創造してきた文化等について、同和問題の基本的認識の徹底に努める。

(2) 同和对策審議会答申や特別措置法、同和問題を解決する方法等、同和对策事業に対する理解と協力を得るための啓発の促進を図る。

また、その際には、単に行政施策の成果のみをとりあげるのではなく、事業を実施するうえでの同和地区住民の負担等、今まで見落としてきた側面にも視点をあてる。

(3) 同和問題に対する県民の意識の背景には、人権感覚の希薄性、社会意識への同調傾向といった社会・文化構造が存在していることが否定できないことから、あらゆる人権問題についての基本的認識の徹底と人権確立の展望についての内容をとりあげる。

### 啓発の方法について

関係行政機関は、県民に対して、正確で的確な情報の提供、体系的な学習資料及び教材の提供をしなければならない。そのためには、これまでの講演会、研修会のあり方の点検や、広報紙、テレビなど啓発媒体の充実等に努め、県民の参加意識を高める方法に配慮しなければならない。

(1) 啓発の効果測定を行い、県民の意識や学習ニーズを把握し、それに基づいて啓発を実施する。

(2) 学習内容の創造、教材の編成や啓発資料の開発を図り、これらを活用し、体系的な啓発・研修計画をたて、それに基づいて啓発を実施する。

(3) 効果的な啓発活動を推進するためには、指導者の果たす役割がきわめて大きいことから、関係機関・団体が連携し、指導者養成に努める。また、研修担当者や講師団の編成などの整備をはかり、研究・研修の成果や、各種の関係情報の提供を行う。

(4) 啓発媒体については、専門分野からの意見も聴取しながら、広報紙(誌)、リーフレット、冊子、テレビ、映画あるいは、講演会、研修会など、多様な手法をさらに効果的に活用し、それぞれの特性を生かした幅広い啓発に努める。

### 啓発の推進体制について

啓発活動は、行政、教育、運動、企業、労働、宗教、文化等の機関・団体が、それぞれのもつ特性を生かし、より効果的な推進をはかるため、相互の連携を密にして、適切な役割・責任分担に配慮しなければならない。

(1) 啓発推進体制の強化・充実を図り、関係部課相互の役割分担を明確にしつつ、相互の連携を深め、効果ある啓発に努めるとともに、職員研修を一層推進する。

また、この基本方針を具体化するための推進計画を策定し、効果的、組織的な啓発に努める。

(2) 市町村、関係機関・団体と密接な連携を保ちながら、それぞれがその特性を生かし、一層効果的な啓発活動の推進を図ることができるよう、企画、調整、奨励、援助をするなど、条件整備に努める。

(3) 推進母体、推進事業の具体的想定に立ち、県民各層に浸透させるため、県民一体となった取り組みが推進されるよう留意する。

